

昭和54年度（問題）

次のA, B, Cのうちいずれか一つを選んで解答せよ。

A（4問中3問選択）

1. 下記の事例について保険契約法上問題となる点を述べよ。

A（自動車セールスマン、40歳）は、昭和53年2月頃から販売成績の不振を悩むようになり、全身倦怠感、不眠を訴え、死にたいと口走るようになった。上司はこれを心配して休養を勧めたりしたが、ますますひどくなってきたので、同年3月はじめ精神科医院B医師の診療を受けさせた。B医師は、真性うつ病と診断したが、Aには病名を神経衰弱と伝え、抗うつ剤（感情調整剤）を投与し、会社を暫く休むよう指示した。同年6月Aは、症状もすっかりよくなり、会社に出社できるようになった。同年8月には完全寛解（服薬せずに普通の生活、仕事ができる状態になることをいう）したと判断され、投薬も中止された。

同年11月Aは、X生命保険会社の外務員から保険加入を勧められ、災害特約付定期保険に自分を被保険者として保険金額2,000万円、災害特約の災害保険金額1,000万円で申し込み、同月15日診査を受けた。診査医の現症および既往症についての質問に対し、Aは何らの告知もしなかった。間もなく診査日を契約日とする保険証券が送付されてきた。

その後Aは元気に勤務していたが、昭和54年3月頃から同僚との折り合いが悪くなり、思い悩むこととなり、同月16日B医師に診察を受け、夜眠れない、生きるのが面倒くさくなった等と訴えた。B医師は、うつ状態が再発したと判断し、抗うつ剤を投与し、休養するよう指示した。同月18日Aは終日家で所在なく過ごしていたが、翌朝、隣人がAの部屋のガス洩れに気付き開けたところ、Aがガスの充満している部屋で死んでいるのが発見された。

2. 保険募集の取締に関する法律上の行政処分について述べよ。
3. 相互会社における社員の権利、義務について述べよ。
4. 下記について説明せよ。

- (1) 地震、戦争その他の変乱と保険者の責任
- (2) 兼営の禁止といわゆる第三分野の保険との関連

B (4問中3問選択)

1. 信託法では受益者に固有の権利(信託受益権)を与え、受益者の保護をはかっている。その内容について知るところを記せ。
2. 退職給与引当金制度にもとづく退職金の全部または一部を適格退職年金制度に移行した場合における
 - ① 退職給与引当金
 - ② 掛 金
 - ③ 給 付 金
 - ④ 運用収益
 - ⑤ 退職年金積立金のそれぞれについて税法上の取扱を説明せよ。

3. 厚生年金基金の行う年金および一時金給付に関する事業を遂行するに必要な業務について

- (1) 信託会社に委託しなければならない業務
- (2) 信託会社に委託することができる業務
- (3) 基金自体で行うべき業務

に分類し、分類の理由(法的根拠, 理論的根拠)と委託形態について述べよ。

4. 次の語について説明せよ。

- (1) 公益信託
- (2) 住宅ローン債権信託
- (3) 生命保険信託
- (4) 元本補填と利益補足

C (4問中3問選択)

1. ある人が遠隔地にある自己所有の家屋を火災保険に付したが、保険契約申込の時点においてすでに保険の目的は焼失していた。約定した保険期間の始期は、火災発生の時点よりは遅く、保険の目的が焼失した時点よりは早かった。この場合の保険契約の効力および保険者の損害填補義務の有無について述べよ。
2. 保険会社は他の事業を営むことを制限されており、また生命保険事業と損害保険事業とをあわせ営むことを禁止されている。その趣旨について述べよ。

3. 保険募集従事者は、保険契約の締結または募集に関して次の行為を禁止されている（保険募集の取締に関する法律第16条第1項第4号）。

「保険契約者又は被保険者に対して特別の利益の提供を約し、または保険料の割引、割戻その他特別の利益を提供する行為」

上記の「特別の利益の提供」につき、一二の例を示してその意味を述べたうえ、これらの行為（保険料の割引・割戻を含む）が禁止されている理由を説明せよ。

4. 次の事項につき、相互の関連も含めて簡単にその意義を述べよ。

- (1) 超過保険
- (2) 評価ずみ保険
- (3) 定額保険

昭和54年度（解答例）

A-1

本件について問題となるのは、契約成立の有効性、および保険金支払の可否と思われる。

1. 契約成立の有効性

契約当時Aが精神障害によって意思能力を欠いていた場合には民法上意思能力の欠缺つとして保険契約は無効となる。

本件の場合、Aは契約前の53年3月に精神科医院B医師より真性うつ病と診断され治療を受けているが同年6月には症状もよくなり、同年8月には完全寛解したと判断され投薬も中止されている。

したがって、53年11月の契約当時において、Aは意思能力を欠いていたとは思われない。したがって、契約は有効に成立していたものと解される。

2. 保険金支払の可否

本件は、Aの死因が何であるかによって保険金の支払可否が問題となる。設問からAの死因として先ず(1)ガス自殺をした場合が考えられるが、そのほかにも(2)ガス洩れによる過失死の場合、(3)他人により殺害された場合なども可能性がないとはいえないので、以下それぞれの場合について述べる。

(1) ガス自殺をした場合

ア) 生保各社の普通保険約款には、保険契約締結後1年以内に被保険者が自殺した場合には死亡保険金は支払われない旨の規定がある。(商法上は、自殺は保険契約締結後の期間に関係なく支払免責事由とされているが、これを保険契約締結後1年に限定して緩和している。)この場合にいう“自殺”とは被保険者が故意に自己の生命を断ち死亡の結果を生じさせる行為をさし、精神病その他の精神障害中の動作によるすなわち被保険者の自由な意思決定に基づかない場合は含まないとするのが一般である。

設問によれば、Aは昭和53年に真性うつ病と診断され、会社を休んで受療しており、一時完全寛解したが、昭和54年3月にその症状が再発している。Aの場合、真性うつ病の症状として自殺念慮が認められ、そのガス自殺は真性うつ病のため

に自由な意思決定のできない状態で行なわれたと認めるのが妥当であろう。

従って、本件の場合には支払免責の対象となる自殺とはいえ、免責条項により死亡保険金を支払わないとすることはできない。

イ) 上述のとおり本件の場合には真性うつ病による精神障害中の動作に基づくものであるので、Aの真性うつ病が生命保険契約における告知義務違反に該当するか否かが問題となる。

商法および生保各社の普通保険約款の規定によれば、生命保険契約の締結に際し、保険契約者および被保険者は保険者に対し危険測定上重要な事実または事項について告知する義務を負っており、保険契約者または被保険者が悪意または重大な過失によってこの義務に違反したときは、保険者は保険契約を解除することができることとなっている。ここで告知の対象となる重要な事実または事項とは身体疾患にとどまらず精神疾患をも含めるものであり、被保険者の生命の危険を測定する上で重要な関係をもつと客観的に認められるものをいう。

設問によれば、Aは保険契約締結約8カ月前に全身倦怠感、不眠等の症状を自覚して精神科医院に受診し真性うつ病と診断され、以後数カ月にわたって治療を受けていた。この事実は生命の危険測定上重要な事実であるといえる。

また、保険契約締結時は完全寛解の状態にあり、Aは真性うつ病という病名を知らされていなかったのであるが、会社を3カ月間も休んでおり、廃療して僅か3カ月後のことであるからして保険契約締結時精神疾患のため治療を受けた事実およびその意味を充分認識していたものと考えられ、この不告知はAの悪意または重大な過失によるものといわざるをえない。

以上述べてきたとおり、本件の場合には告知義務違反が成立しているといえる。この場合、保険者が告知義務違反の事実を知っていたとき、または過失により知らなかったときは解除権は阻却され、また保険契約締結後2年を経過したときは解除権が消滅することとされているので、これらについて検討してみる。

(a) 解除権の阻却事由について

本件の場合、診査医はAに対し現症および既往症について質問をしており、設問からは特に保険者に過失というべき事実も認められないので、阻却事由はないといえる。

(b) 解除権の消滅事由について

Aの死亡日は保険契約締結後2年以内であるので、解除権は消滅していない。

なお、保険者が告知義務違反の事実を知った時から1カ月間解除権を行使しないと解除権は消滅することとされている。

以上検討してきたとおり、保険者はAが保険契約締結時に真性うつ病について告知しなかったことにより保険契約を解除することができる。

保険者が告知義務違反により保険契約を解除するときは、その解除は将来に向かってのみ効力を生じるものとされ、生保各社の約款では解約返戻金を支払うこととしている。

本件のように保険事故（死亡）発生後の解除の場合の保険金支払については、保険事故（死亡）の発生と告知義務違反の事実との間にいわゆる相当因果関係があるときは保険者はその支払義務を免れることができるとされている。本件の場合、設問からAは保険契約締結前に真性うつ病に罹病し、自殺念慮が認められており、ガス自殺との間に充分因果関係があると認められるところである。従って、死亡保険金は支払われないものである。

(2) ガス洩れによる過失死の場合

いわゆる事故死であるので、死亡保険金は無条件で支払われるケースである。ただし、災害特約に基づく災害保険金については、特約条項にその原因が保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるときは災害保険金は支払われない旨の規定があるので、その過失が重大なものであるか否かが問題となる。

(3) 他人により殺害された場合

殺害者が保険金受取人である場合は、死亡保険金および災害保険金は支払われず、保険契約者Aの相続人（保険契約者が死亡しているので、本件の場合はその相続人となる。）に積立金が支払われることになる。

殺害者が保険金受取人でない場合は、死亡保険金および災害保険金が支払われる。

A-2

保険募集の取締りに関する法律（以下「募取法」という）上、大蔵大臣は生命保険募

集人または損害保険代理店の適格性を確保し、その募集行為の適正化を図るため次の行政処分を行なうことができる旨規定している。

1. 登録の拒否

生命保険募集人または損害保険代理店となって保険の募集行為を行なうためには、募取法の手続をふんで大蔵大臣の登録を受けなければならない。(募取法3条1項)

募取法に基づく登録は申請さえすれば誰でも受理されるとは限らない。

生命保険募集人または損害保険代理店として好ましくない者を排除し、契約者の利益を保護するために、募取法第5条第1項において、登録申請の際に登録申請書もしくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、もしくは重要な事実の記載が欠けている場合、または次の登録欠格要件に該当している者に対しては大蔵大臣は登録を拒否しなければならないとしている。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 禁錮以上の刑又はこの法律により罰金の刑に処せられ、その執行の終わった後又は執行を受けることがないこととなった日から5年を経過するまでのもの
- (3) この法律の規定により登録を取り消され、その取消の日から5年を経過するまでのもの
- (4) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が(1)から(3)までのいずれかに該当するもの
- (5) 法人又は法人でない社団もしくは財団でその役員又は管理人のうち(1)から(3)までのいずれかに該当するもののあるもの
- (6) 募集に関して収受した保険料を他に流用し、又はこれに準ずる行為をなし、その他募集に関して著しく不適当な行為をなしたもの

なお、登録拒否要件に該当すると認められた場合でも、直ちに拒否されるということではなく、申請者に釈明のチャンスが与えられることになっている。あらかじめ申請者にその旨を通知し、本人または代理人の出頭を求めて聴聞を行ない、拒否要件に該当することを確認した後に登録の拒否を行なう(募取法第5条第2項)。もし正当な理由なく聴聞に応じないときは聴聞を行わずに拒否することができる。こうして、登録が拒否されるとその旨文書でもって通知がなされる。(募取法第6条)

2. 登録の取消

有効になされた登録もその後生命保険募集人または損害保険代理店が(1)から(3)までのいずれかに該当したときは大蔵大臣は登録を取消さねばならない。(募取法第7条の2) また、(4)または(5)のいずれかに該当したときは、大蔵大臣はその行為の内容によって取消することができる。(募取法第20条第1項)

- (1) 登録当時すでに「登録の拒否要件」に該当していたことが、その後になって判明したとき
- (2) 登録後に「登録の拒否要件」に該当することになったとき
- (3) 不正の手段により登録を受けていたとき
- (4) この法律もしくはこの法律にもとづく大蔵大臣の命令または他の法令に違反したとき
- (5) その他募集に関して著しく不適当な行為をなしたと認められるとき

なお、登録取消処分を行なおうとするときは、登録拒否処分を行なうときと同様に、当該生命保険募集人および損害保険代理店に対し積明の機会を与えるため、聴聞手続をとらなければならない。(募取法第7条の2第2項および第20条第2項)

3. 業務の停止

前述の2の(4)または(5)のいずれかに該当したときで、その違反行為の内容が軽度と認められるときは、大蔵大臣は期間を限って生命保険募集業務の停止を命ずることができることとした。(募取法第20条第1項)

なお、この業務停止処分を行なおうとするときにも、登録の拒否や取消の場合と同様に、当該生命保険募集人および損害保険代理店に対し積明の機会を与えるため、聴聞の手続をとらなければならない。(募取法第20条第2項)

A-3

保険事業は株式会社または相互会社でなければ営むことができない。(業法3条)

相互会社は社員相互の保険を目的として保険業法によって設立される社団法人である。

したがって、株式会社の株主の権利・義務が商法に規定されているのに対し、相互会社の社員の権利・義務は保険業法によって規定されている。

保険事業を営む株式会社において株主関係と保険関係とは独立であり、株主と保険契

約者とは何の関係もないが、相互会社においては保険契約を締結することによって株式会社における株主関係に相当する社員関係と保険関係が同時に成立し、保険契約者が株式会社における株主とほぼ同様な共益権（管理権）、自益権（財産分与権）を有することになり、また義務としても株式会社における株主と同様な責任を負うことになる。このように本来、サービスの需要者である保険契約者に株主と同様な地位を与え社員としたところに相互会社制度の本質がある。

次に具体的な権利と義務について述べる。

1. 社員の権利

社員の権利については大別して、社員が会社の経営に参加できる権利としての共益権（管理権）、社員が会社から経済的利益を受けることを目的とする権利としての自益権（財産分与権）および保険契約者としての権利に分けられる。共益権はさらに少数社員権と単独社員権とに分けられる。少数社員権は多数派社員の横暴を防ぐとともに、また単独社員権では濫用される恐れがあるためそれを防ぐ趣旨で設けられたもので総社員数の3/100以上の社員によって行使しうる。

(1) 共益権

ア) 単独社員権に属するもの

a) 議決権（業法52条）

社員は定款に別段の定めあるときを除き、総会において1個の議決権を有す。

株式会社の株主が持株数に比例して議決権を有するの比して人的結合を重視しているためとされている。

また、この権利は定款によって差を設けることはできるが奪うことはできない。

b) 設立、組織変更および合併の無効の訴権（業法77条、商法428条、業法31条、商法380条、業法73条、商法415条）

相互会社の設立、株式会社の相互化、合併の場合において、その手続に違法があった場合、社員は単独で無効確認の訴の提起をすることができる。

c) 総会決議の無効および取消の訴権（業法54条、商法247条、252条）

社員総会の決議が違法または不当であると認めたとき、社員はその決議の無効または取消確認の訴を提起できる。

- d) 総会および取締役会の議事録および社員名簿の閲覧および謄写請求権（業法56条）

社員は定款、議事録、社員名簿を事業時間内何時でも閲覧または謄写を要求することができる。

- e) 計算書類、報告書等の閲覧および謄・抄本の交付請求権（業法67条、商法282条、293条の5）

社員は計算書類およびその附属明細書を事業時間内いつでも閲覧を求め、または所定の費用を支払ってその謄・抄本の交付を要求することができる。

イ) 少数社員権に属するもの

- a) 総会招集請求権（業法53条1項）

100分の3以上の社員は会議の目的たる事項およびその招集の理由を記載した書面を取締役に提出して総会の招集を請求することができる。

ただし、この権利の行使については定款をもって他の標準を定めることができる。（同条同項但書）

- b) 発起人、取締役および監査役の責任追及訴権（業法41条、57条、62条）

100分の3以上の社員は会社に対し、書面をもって、発起人、取締役および監査役の責任を追及する訴の提起を請求することができる。

- c) 清算人解任請求権（業法132条4項）

100分の3以上の社員は主務大臣に対し、清算人の解任を請求することができる。ただしこれもa)と同様に定款で他の標準を定めることができる。（同条同項但書）

- d) 会社の整理および特別清算開始申立権（業法78条）

100分の3以上の社員は裁判所に対して会社の整理の開始を、また、特別清算の開始を申立てることができる。

(2) 自益権

- a) 剰余金分配請求権（業法66条）

定款に別段の定めがない場合には、社員はその分配を請求できる。

- b) 残余財産分配請求権（業法76条）

会社が解散したとき定款に別段の定めがない場合には社員は剰余金の分配と同

一の割合で残余財産の分配を請求することができる。

(3) 保険契約者としての権利

保険関係から生ずる権利で保険金請求権、解約返戻金請求権などがある。

2. 社員の義務

相互会社の社員の義務については会社の社員が多数であり構成員の人的結合も弱く、また会社の信用は構成員の人的信用を基礎としていない。したがって株式会社に於ける株主と同様な間接有限責任をとっている。

a) 間接・有限責任（業法43条、44条）

社員は会社の債権者に対して直接義務を負わず、かつ会社に対する責任は保険料を限度とし、それ以外に何の責任もない。

b) 保険料払込についての相殺禁止（業法45条）

社員は相殺をもって、保険料を免れることができない。

c) 保険金削減（業法46条）

相互会社においては保険契約者は間接・有限責任を社員として負うので、会社の解散、破産を避けるため保険金額の削減を受けることを免れない。会社はこの保険金額の削減に関する事項を定款に定めることを要する。

この保険金額の削減は将来に向かってのみ効力を持つ。したがって既に発生している保険事故による保険金支払義務を会社は免れえない。また、この保険金額の削減は必然的には保険料の減額を意味するものではないとされている。

d) 保険契約者としての義務

保険料支払義務、告知義務の保険関係より負う義務がある。

A-4・(1)

商法の規定では戦争その他の変乱によって被保険者が死亡した場合には特約がない限り保険者は保険金支払の責に任じないこととされている。（商法683条1項、640条）

約款では、戦争その他の変乱による危険の増加がその保険の計算の基礎に及ぼす影響がすくないと会社が認めたときには、死亡保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払う旨を規定している。これが上述の特約と考えてよい。

戦争その他の変乱が生じると死亡率が急増するおそれがあり、保険料算定の基礎を変

更せざるを得なくなる。勿論、特に割増保険料をとって、これらの場合の危険を引き受ける特約は有効であるが保険料は高額となり、平時にはそのような事故はほとんど問題にならないところから、現行約款の如き規定を設けている。

地震による保険事故については普通死亡(高度障害)の場合、商法にも規定はなく約款にも何等条項がなく保険金は支払われる。ただし、災害死亡(高度障害)の場合は、噴火、津波のときと同様、保険金支払免責の規定が約款(特約)に設けられているのが通例である。これらの事由の場合もまた、危険の増加がその保険の計算の基礎に及ぼす影響がすくなくないと会社が認めたときには災害死亡保険金(災害高度障害保険金)の全額を支払いまたはその金額を削減して支払うことある旨規定されている。

戦争その他の変乱を理由に死亡保険金が支払われない場合には、会社は契約者に契約の積立金(責任準備金)を支払う。

A-4・(2)

保険会社は生命保険事業と損害保険事業とを併せて営むことができない。(保険業法7条本文)

この両者は、その負担する危険の性質、保険料算定の基礎をなす統計の精粗、契約期間の長短その他諸々の面で相違が見られるため、同一の会社が両者の経営を行なうことにより、一方の保険事業から生ずる事態が他方に影響を及ぼすことが不適当とされるからである。

傷害(災害)保険や疾病保険は、人保険ではあるが、人の生死を保険事故とするものではないから商法の規定する生命保険とは言えない。いわゆる第三分野の保険と称せられるものである。

これらの保険の性質は生命保険的な面と損害保険的な面とを持っているが、どちらの業界が取扱うにしても、それぞれの本来の事業の基礎を危うくすることはなく、兼営禁止の保険業法の規定の趣旨から考えても全く問題はないであろう。

現在、傷害保険は損害保険業界は単品として販売し、生命保険業界は特約として普通保険に付加して販売している。

これについては監督官庁たる大蔵省の行政的な基準が、ほぼ次のように示されている。(昭和40年12月)

すなわち、生命保険業界は傷害保険について単独商品として発売せず他の種目の保険と組み合わせること。疾病保険は原則として生命保険業界が販売する。

傷害保険については損保業界の販売に際し特に制限はしない。疾病保険については、損害保険の現行特約を尊重する。

B-1

1. 信託における受益者の権利を信託受益権というが、その内容は次の通りである。
 - (1) 受益者は当然に信託の利益を享受するが、信託行為に別段の定めがあるときはその定めに従う。(信託法第7条)

「当然に」とは、民法の「第三者のためにする契約」(第537条)の如き「利益享受の意思表示」を要しないとの意味である。この「信託の利益を享受する」権利が基本的な信託受益権……いわば「狭義の信託受益権」……であり、これを確保の為以下の様な権利……「広義の信託受益権」……が与えられている。
 - (2) 信託行為の当時予見できなかった特別の事情で、信託財産の管理方法が受益者の利益に適しなくなった時は、受益者はその変更を裁判所に請求することができる。(信託法第23条)
 - (3) 受託者が管理の失当により信託財産に損失を生ぜしめたとき、又は信託の本旨に反して信託財産を処分したとき、及び分別管理の原則に違反したときは、受益者はその受託者に対し損失の填補又は信託財産の復旧を請求できる。(信託法第27条、29条)
 - (4) 受託者が信託の本旨に反して信託財産を処分したときは、受益者は相手方又は転得者に対し、その処分を取消すことができる。(ただし善意の第三者を除く)(信託法第31条)
 - (5) 受益者は受託者に対し、信託事務の処理に関する書類の閲覧を請求し、かつ信託事務の処理につき説明を求めることができる。(信託法第40条)
 - (6) 受託者は信託行為に別段の定めがある場合を除き、受益者の承諾がなければ辞任できない。(信託法第43条)
 - (7) 受託者がその任務に背いたときその他重要な事由があるときは、裁判所は受益者の請求により、受託者を解任することができる。(信託法第47条)
 - (8) 受託者更迭の場合、前受託者は信託事務の計算をし、受益者立会の下で事務の引継をしなければならない。(信託法第55条)
 - (9) 受益者が信託利益の全部を享受する場合に、信託財産によらなければその債務を完済できないとき、その他やむを得ない事由のあるときは、裁判所は受益者又は利害関係人の請求により、信託の解除を命ずることができる。(信託法第58条)

2. 信託行為において当初から受益者がいないということは原則としてあり得ないが、場合によっては、不特定であるか、将来にならなければ存在しないということがあり得る。

例えば「ある会の会員」を受益者とする場合は、受益者は会員の脱退加入等により常に変動するから不特定であり、将来生まれる子供とか、将来成立する法人等を受益者とする場合は受益者は未だ存在していない。

この様な場合には、受益者に代って受益権を管理する者を定めることが適切であり、信託行為に定めがない時は、裁判所が利害関係人の請求により又は職権を以て、「信託管理人」を選任することができる。(信託法第8条)

信託管理人は受益者のため、自己の名を以て信託に関する裁判上又は裁判外の行為をする権限を与えられる。また、裁判所は事情により信託財産中より相当の報酬を信託管理人に与えることができる。信託管理人選任の裁判に対しては不服を申立てることができない。(非訟事件手続法第71条の5)

公益信託はその受益者が不特定多数であるので、当然信託管理人の指定が必要であるが、公益信託の監督は主務官庁に属するので、信託行為に別段の定めがない場合には、主務官庁が信託管理人を指定する。

3. 受益者死亡の場合、信託行為に別段の定めがなければ、受益権は相続人に相続される。また、受益権の譲渡、質入は信託行為において禁止されない限り、原則として可能とされている。

受益者の債権者は、受益権に対して強制執行することができ、信託行為で差押を禁止しても、公序良俗に反するものとして無効とされる。

B-2

① 退職給与引当金

(1) 期末要支給額の調整

ア 適格年金制度からの支給額を退職金規程に含めて規定している場合の期末要支給額は、退職金規程に基づき計算される自己都合退職による退職金要支給額から、適格年金制度による支給額を控除した金額によらなければならない。(法人税法施行令第108条1項1号)

これは適格年金からの支給部分が重複して引当されない様にするための取扱いである。

イ 移行年度における要支給額発生額計算の特例

期中に退職金の適格年金への移行が行われたことにより、前期末から引続き在職する使用人の退職金について、前期末では事業主が支給するものとされていた金額の全部又は一部が、今期末には適格年金から支給されることとなった場合には、当期退職金要支給額発生額の計算の際に、今期末要支給額から控除する「前期末要支給額」は、「移行によって減少した新退職金規程が、前期末にあったと仮定して計算した場合に事業主が支給すべきものとされる退職金要支給額」とすることとされている。(法人税法施行令第108条1項2号)

これは、前期末要支給額を旧規程のまま計算すれば、前期末要支給額の方が必ず当期末要支給額を上回ることとなり、後記の引当金の調整前累積限度超過額が生じない場合でも、全く繰入ができなくなり、好ましくないとの考えから設けられた措置である。

(3) 移行年度以降における「累積限度額」の調整

退職金の全部又は一部を適格年金に移行したことに伴い、要支給額が減少し、従って要支給額の $\frac{1}{2}$ である累積限度額も減少する。この減少後の累積限度額を「調整前累積限度額」といい、実際の引当金残高がこれを上回る部分……「調整前累積限度超過額」……が生ずることが多いと考えられる。この調整前累積限度超過額は、いわば退職給与引当金の積み過ぎの額であり、本来は一挙に取崩して益金に算入すべきものであるが、それでは当該事業年度のみで益金計上が偏って税制上不利な取扱いとなり、退職金の年金化を阻害するので、次により取崩しを分割して行なう方法(所謂「7年均分取崩し」)が認められている。すなわち、移行により調整前累積限度超過額が生じた場合、移行年度以降の毎事業年度末における累積限度額は、次の(a)又は(b)のいずれか低い方の額とすることができる。(法人税法施行令第108条1項3号)

(a) 当該事業年度末における繰越退職給与引当金の残高

(b) 当該事業年度末における調整後累積限度額

= 当該事業年度末における調整前累積限度額

$$+ \text{調整前累積限度超過額} \times \frac{84 - \frac{\text{移行の翌年度初から当該年度末までの月数}}{84}}$$

① 移行割合が少なく、期中退職金支給による取崩しが多額にあった場合には、(b)よりも(a)の方が小さいこともあり得る。

② 84は7年を示す。(84カ月)

③ 累積限度額の調整は(a)の額が(b)の額を下回る年度の前年度まで行なうことができ、調整実施中は引当金繰入は認められない。

④ 移行年度末では(b)は(調整前累積限度額+調整前累積限度超過額)となり、(a)と一致する。

② 掛金

(1) 適格年金制度に拠出した事業主掛金(適格年金掛金)は全額損金に算入される。
(法人税法施行令第135条2項)

適格年金掛金(法人税法施行令第159条2, 4, 5, 6号)

(a) 信託又は生命保険の掛金又は保険料であること。

(b) 適正な年金数理に基づき算定されていること。

(c) 定額又は給与の一定割合その他これに類する方法により算出した額で、それによるべきことがあらかじめ定められているものであること。

(d) 通常掛金については特に制限はないが、過去勤務債務償却のための掛金については次の制限がある。

イ方式(定額又は一人当り定額)の場合…年額が過去勤務債務総額の $\frac{20}{100}$ 以下

ロ方式(給与の一定率)の場合……イ方式に同じ

ハ方式(未償却過去勤務債務残高の一定率)の場合……年額が未償却残高の $\frac{30}{100}$ 以下(ただし未償却残高が通常掛金の当該年度分以下となるときは未償却残高全額可能)

(2) 事業主掛金は従業員の給与所得とはされない。(所得税法施行令第70条1項2号)従業員に対する所得課税は、適格年金制度から給付を受ける時まで延期される形となる。

(3) 従業員掛金のある場合

ア 従業員は直接信託又は生命保険の掛金を払込むのではなく、事業主掛金の一部を内部分担する形をとる。(事業主が損金算入を受けるのは従業員掛金を除いた正味事業主掛金であることは勿論である。)

イ 従業員掛金の生命保険料控除(所得税法第76条)

「従業員が生命保険等の保険料又は掛金を支払った場合、年間所得からその支払った額が控除される」というのが生命保険料控除であるが、適格年金制度に対する掛金も、それがたとえ信託の掛金であっても、生命保険料控除の対象となる。(同条2項4号)

しかしながら、生命保険料控除には下記の通り限度額が定められているので、実際上恩典を受けるケースは少いと思われる。

所得税に関する生命保険料控除

i 年額 25千円以下……全額

ii “ “ 25千円超 50千円以下…… 25千円 + (25千円超の金額) × $\frac{1}{2}$

iii “ “ 50千円超 100千円以下…… 37,500円 + (50千円超の金額) × $\frac{1}{4}$

iv “ “ 100千円超 …………… 50千円

③給付金

(1) 退職年金

ア 所得税課税上、給与所得と見なされる。(所得税法第29条2号)

イ 従業員本人が負担した掛金がある場合、次の算式で計算した額が控除される。
(所得税法施行令第72条)

$$\text{年間控除額} = \frac{\text{その年に支給される年金額}}{\text{年金支給(又は同見込)総額}} \times \text{本人負担掛金総額}$$

ウ 年額 600千円未満は源泉徴収不要である。(所得税法附則第25条3項、同施行令附則第17条3項)

(2) 退職一時金

ア 所得税課税上、退職所得と見なされる。(所得税法第31条2号)

イ 従業員本人の負担した掛金がある場合、本人掛金累計額そのものが控除される。(同条)

ウ 退職年金を一時金選択した場合も退職所得として扱われる。(所得税基本通

達29-1)

(3) 遺族年金、遺族一時金

ア 所得税非課税である。遺族の受ける恩給・年給その他これらに準ずる給付で、死亡した者の勤務に基づいて支給されるものには所得税を課さない。(所得税法第9条3号ロ)

イ 死亡による退職の場合、退職手当金と見なして相続税の課税対象となる。(相続税法第3条1項2号)相続人1人につき200万円限度の控除がある。(同法第12条1項6号、同法施行令第2条の4)

ウ 退職後死亡による遺族年金及び年金受給中死亡による打切り一時金の場合、定期金と見なして相続税の課税対象とされる。(同法第3条1項6号)イの様な控除はない。

エ 課税対象額の計算には双方共定期金の権利の評価に用いる乗率が適用される。(相続税法第24条)

オ 被相続人の負担した掛金がある場合でも、相続税課税対象額計算上は考慮されない。

④ 運用益

次の規定に基づき、適格年金制度の積立金から生ずる運用益は非課税となる。

(1) 信託財産に帰せられる収入及び支出につき、受益者(受益者不特定又は未存在の場合は委託者)課税とする原則を、適格年金契約に係る信託財産については除外する。(法人税法第12条1項)

(2) 適格年金契約に係る信託財産に帰せられる収入及び支出は、信託会社の収入及び支出でないものとみなして、この法律の規定を適用する。(同条2項)

(3) 信託財産の運用益として得た利子、配当についての所得税源泉徴収の不適用(租税特別措置法第8条、所得税法第176条)

後記の通り、退職年金積立金には特別法人税が課され、受託機関が納税義務者となって納付した金額を、信託財産の運用収益中から費用として徴収するので、実質上運用収益課税ではないかとの疑義も生ずるが、特別法人税の理論的根拠は、従業員の所得課税延期に対する延納利子なのであって、運用収益に対する課税とは全く考え方が異なるのである。

⑤ 退職年金積立金

退職年金業務を営む内国法人（受託機関）に対しては、一般の法人税のほか、各事業年度の退職年金積立金について、特別法人税を課せられる。（法人税法第8条）

(1) この特別法人税は、事業主掛金が拠出時に損金算入を認められるのに対し、受益者たる従業員の所得課税が退職して年金又は一時金の給付を受ける時点まで延期されるので、この間の延納利子相当分を積立金に対する課税の形で補おうとするものである。

(2) 納税義務者は、上の趣旨からすれば退職従業員とするべきであるが、徴税上の便宜を考慮して、積立金を管理している受託機関とし「代位納付」させることとしたものであり、（法人税法第89条～91条）受託機関は納付した特別法人税を、「信託の費用」として積立金の運用収益中から支弁する。

(3) 特別法人税の額は、課税標準に税率を乗じて算出される。

ア 課税標準 = 「各事業年度の退職年金積立金の額」（法人税法第83条）

イ 各事業年度の退職年金積立金の額
= 当該事業年度開始時の退職年金積立金額 × $\frac{\text{当該事業年度の月数}}{12}$ （法人税法第84条1項）

ウ 上式における退職年金積立金額

= 当該事業年度開始時において締結している各適格年金契約の信託財産について、その直前の年金決算期における次の

$\left\{ (a) + (b) - (c) + (d) \right\}$ の額

(a) 信託財産に属する有価証券につき、原価法により評価した額

(b) (a)以外の信託財産につき、取得価格により評価した額

(c) 事業主に返還すべき未分配収益があればその額

(d) 従業員が負担した掛金の額、ただし年金受給中の者の負担した掛金のうち、既に受給済の部分を除く。(d) = (ア) + (イ)……下記)

(ア) 現に加入者である者が負担した掛金の累計額

(イ) 年金受給中者が負担した掛金累計額から、次の「支給済年金に対応する加入者負担掛金相当額」を控除した額

控除額 = $\frac{\text{支給済退職年金額の合計}}{\text{年金支給（又は支給見込）総額}} \times \text{加入者負担掛金の累計額}$

(法人税法施行令第157条, 法人税法第84条2項1号イ)

エ 税率=年1% (法人税法第87条)

実際の負担税率は、これに法人住民税(標準税率17.3%, 制限税率20.7%)
が加算され、1.173%~1.207%となる。

(注) 昭和57年の税法改正により、課税標準に変更あり。

B-3

(1) 信託会社に委託しなければならない業務……年金資産の運用業務。

厚生年金保険法(以下「法」という。)第130条4項, 厚生年金基金令(以下「令」という。)第29条の規定により、給付財源としての年金経理資産の運用は信託会社又は生命保険会社に委託せねばならない。長期金融機関として財務管理機能をもつ専門機関に委ねるべきものとされている訳である。

(2) 信託会社に委託することができる業務

次の5業務は、その処理に複雑な専門的知識を要する業務及び資産運用に関連する業務であり、運用を委託した信託会社に委託することにより、基金事務の効率的執行が期待されるので、法はその第130条6項において、厚生大臣の認可を受けて信託会社に委託することができるものとし、厚生省の基金事業運営基準もこれを認めている。(41. 11. 30 付局長通達年発第549号……49. 2. 14付改正及51. 8. 25付改正)

ア 数理計算に関する事務

(a) 掛金率の計算事務及び検証事務

(b) 責任準備金の計算事務及び年金財政決算事務

年金制度は長期保険制度であり、これに適用される数理は給付・掛金について将来を予測した保険数理で、内容が複雑なので事務処理には高度の専門的知識を必要とする。個別基金で処理することは困難であり、基金は受託機関に加入資格の取得・喪失、標準給与の決定・改定、給付の裁定・改定、支給開始・停止、失権等の諸資料を提供するにとどまる。

イ 数理資料の管理事務

基金から提出される前記アの諸資料に基づき、加入員・受給待期者・受給中者

についての数理資料を作成し管理する事務であり、アに附随して業務委託される。数理計算を正しく行なうためには、正しい数理資料が管理されねばならないとの当然の要請から、大量処理による効率的なコンピューター管理が可能な、受託機関への委託業務とされている訳である。後記の通り、昭和50年に新業務委託形態としてI-A、I-B型の採用が可能とされ、数理資料管理を基金自身で行なうことが認められることとなったが、この場合においても、受託機関のコンピューター処理が円滑に行なえる形で、資料管理のできる基金に限定して認める旨の厚生省の指導がなされている。

ウ 年金・一時金等の給付の支払に関する事務

資産運用に関連する業務として、基金事務の簡素化と効率的な業務執行をはかするため、受託機関に委託されるものである。

基金は受託機関に対して支払指図を行なうだけで、その後の下記の事務はすべて受託機関において行なわれる。

(a) 年金及び一時金の送金事務

(b) 年金及び一時金に関する所得税の源泉徴収事務及び納付事務

(c) 一時金に関する地方税の源泉徴収事務及び納付事務

(法律上の源泉徴収義務者は基金であるが、業務委託により受託機関が事務代行をする形をとる。)

エ 中途脱退者に対する現価相当額の移換事務

法第160条1項及び令第50条1項の規定に基づき、基金は加入員期間15年に満たない中途脱退者に関する年金給付の支給に関する義務を、厚生年金基金連合会に移転することができる。(法令上は15年未満であるが、実際上は厚生省の指導により、10年未満の中途脱退者を基金連合会の移換対象者としている。)

この場合、基金は基金連合会に対し、該当者の年金の現価相当額を移換金として移換しなければならず、一旦移換した中途脱退者が基金に再加入した場合には、逆に基金連合会から現価相当額の移換を受けて支給義務を承継しなければならない。

中途脱退者に関する、基金・基金連合会間の上記年金現価相当額の移受換は、年金給付の送金事務と類似し、かつ基金の受託機関はすべて基金連合会の資産運

用も行なっていて、基金連合会の取引口座を持っており、基金連合会と当該基金との口座振替のみで実際の事務処理を行なうことができることから、委託業務とされている。

中途脱退者の認定、年金現価相当額の計算は基金において行ない、移受換の送金事務を受託機関が行なう。

オ 国庫負担金の計算に関する事務

国庫負担金の計算は、年金給付の支払事務を委託していることと関連して、委託業務の範囲内とされている。

基金は当該給付が国庫負担金の対象であるか否かを確認し、その旨受託機関に通知することにより、受託機関は毎年政府より基金が受けるべき国庫負担金を計算し、基金に報告する。この報告に基づいて基金は国庫負担金の交付申請を行なうことになる。

(3) 基金自体で行なうべき業務

ア 法人としての運営事務

- (a) 代議員及び役員の選出
- (b) 理事会・代議員会の開催、議決
- (c) 官公庁への認可申請
- (d) 公告
- (e) 資産の管理、経理、決算（ただし受託機関に運用を委託した部分……前記(1)参照……に関するものを除く）

イ 法令上、基金の固有の権限に属するもの

- (a) 標準給与の決定・改定（法第129条）
- (b) 給付の裁定（法第134条）

このため、基金は加入員に関する記録を加入員台帳に記載し、保管しなければならないし、受給権者に関する記録を受給権者台帳に記載管理し、現況確認を行なわなければならない。

- (c) 掛金・徴収金の徴収（法第138条）

(4) 業務委託形態

前記(2)の、信託会社に委託できる業務のうち、どの部分を委託するかに従って、

業務委託形態は次の3つに分けられる。形態により信託報酬（業務委託報酬）率が異なる。（昭和50年の改正によりI-A型、I-B型が加えられた。）

形 態	委 託 業 務
I-A型	①数理計算事務②中途脱退者年金現価移換事務
I-B型	①②及び③給付金支払事務④国庫負担金計算事務
Ⅱ型	①②③④及び⑤数理資料管理事務

（注）Ⅰ型は基金が電子計算機を常時使用できる状態にあることを前提としている。

（注）昭和61年厚年法改正により、国庫負担金は廃止された。

B-4

(1) 公益信託

ア 公益信託（Public Trust）は一名慈善信託（Charitable Trust）と称し、社会公共に利する目的（公益目的）をもって、不特定多数の受益者に対し、所定の利益を受けしめるべく設定される信託である。一般の私益信託の如く、特定の受益者をもたない点に特色を有する。

イ 信託法（以下「法」という。）第66条は公益信託を次の様に定義している。

「祭祀、宗教、慈善、技芸その他公益を目的とする信託は之を公益信託とし、その監督については後6条の規定を適用す」

(a) 公益信託は公益目的の内容に従って主務官庁の監督に属する。（法第67条）（例えば学術・教育の振興ならば文部省、産業技術の開発なら通産省、青少年の海外との交流なら外務省等）

(b) 公益信託の引受には主務官庁の許可が必要である。（法第68条）

(c) 主務官庁の検査を受ける場合があり、年1回、状況公告の義務がある。（法第69条）

(d) 主務官庁は場合により、信託条項の変更を命ずることができる。（法第70条）

(e) 受託者はやむを得ない場合でなければ、その任を辞することができない。（法第71条）

(f) 信託管理人の選任権（法第8条）、受託者が信託財産を固有財産にすることに

- ついでに許可権（法第22条）、受託者解任権（法第47条）、信託財産の管理人選任権（法第48条）、新受託者選任権（法第49条）等、一般の信託では裁判所が行なうべき権限は、公益信託においては主務官庁に属する。（法第72条）
- ウ 公益信託はその受益者が不特定多数であるので、当然信託管理人の指定が必要であるが、信託行為に別段の定めがない場合、主務官庁が信託管理人を指定する。（前記イ(f)参照）
- エ 公益信託終了の場合について、法第73条は下記の通り、信託行為によらない、法律による信託の設定……法定信託……を規定している。
- 「公益信託終了の場合、信託財産の帰属権利者なきときは、主務官庁は其の信託の本旨に従い、類似の目的の為に信託を継続せしむることを得」
- オ 一般の信託では、永久蓄積禁止の原則及びそれが物資の融通を阻害し公序良俗に反するとの考え方から、永久信託は禁止されているが、公益信託は公共の利益に仕えるものであるため、例外として永久信託とすることが認められる。
- カ 我国の公益信託は、法律上大正11年信託法制定により認められたにもかかわらず、実施例は昭和52年までの長い間見られなかった。その間にも育英基金等、公益信託として実施されるべきものが数多く存在したが、それは公益信託の形をとらず、民法上の財団法人として、所謂「公益法人」の形で設立され運営されて来たのである。この様に公益信託という形がとられなかった理由としては、
- (a) 信託に関する一般の認識が低かったこと。
- (b) 主務官庁の許可を受けるための具体的手続が定められていなかったこと。
- 等が考えられるが、その後学者や受託機関側で検討が進められ、下記のように公益信託の利点、必要性が一般にも認められるに到り、昭和52年、主務官庁の許可手続も整えられ、実現の運びとなったものである。
- キ 公益信託の利点と必要性
- (a) 公益信託は独立の法人格の創設を伴わず、受託者の物的・人的設備を利用することができるので、運営費用を財団法人のそれに比し低廉にすることができる。
- (b) 財団法人は法人として設立する以上、設立については自から一定規模以上の資金額が必要と考えられる。これに対し公益信託の場合は基金の規模は小さく

ても何等差支えない。

(c) 調査研究，技術開発等の具体的活動を伴わず，単に奨学金・助成金等の「交付」を事業内容とする公益基金は，わざわざ法人を設立するよりも，公益信託で実施するのに適している。

(d) 公益活動の期間が限定されている様な場合も，上と同様な理由により，公益信託の方が適している。

(e) 公益信託は信託銀行が受託者であるから，財団法人よりも安全確実な財産管理が可能であり，税の面の把握も容易である。

(2) 住宅ローン債権信託

ア 概要

金銭債権の信託の一種であり，日本住宅金融等の住宅金融専門会社が委託者となり，住宅需要者に対する不動産抵当付住宅ローン債権を信託財産とし，これの管理・処分を信託目的として信託銀行に信託することによって設定される信託である。信託により，住宅金融会社は当初受益者として住宅ローン債権信託受益権を取得し，受益権証書の交付を受けるが，これを機関投資家（例えば受託信託銀行の年金信託部）に売却することにより，資金の早期回収をはかることができる点が，この信託の特色であり，信託形式を通じて住宅ローン資金のリファイナンス機能を充足させるものである。

イ 信託関係要項

委託者：住宅金融会社 受託者：信託銀行 受益者：当初受益者は住宅金融会社，受益権譲渡後は譲受けた機関投資家

信託目的：住宅ローン債権の管理並びに処分 信託財産：委託者が個人に対して住宅・土地購入又は住宅建設を目的として融資した長期（10年以上）の不動産抵当貸付金債権で割賦償還約定のもの（住宅ローン債権）

ウ 特約及び附帯契約

(a) 事務委託契約……受託者が行なうべき信託債権（住宅ローン債権）の取立事務，管理事務，担保権の管理事務，以上の事務に附随する事務は，この事務委託契約により，受託者から委託者である住宅金融会社に委託される。

(b) 信託債権の処分に関する特約……信託債権の一部が取立不能となった場合又

は期限前償還された場合、受託者は、その債権を委託者の保有する優良な債権と交換し、もしくは追加引受することができる。

エ 住宅ローン債権信託の効用

- (a) 委託者たる住宅金融会社にとっては、住宅ローン資金の長期固定化を防ぎ、流動資金の確保に役立つ。
- (b) 受託者たる信託銀行にとっては
 - (ア) 新しい信託業務として業務範囲の拡大に資するものであり、信託報酬の獲得源となる。
 - (イ) 国民福祉向上の社会的要請に沿って、個人住宅拡充に貢献する方途を開くことになる。
 - (c) 機関投資家にとっては、不動産担保付きの回収確実な、安定利回りによる長期資金運用が効率的に行なえる。

(3) 生命保険信託

ア 概要

営業信託として行なわれている「金銭債権の信託」の一種であって、自己を被保険者とする生命保険契約者が委託者となり、信託行為に定める受益者のために、生命保険債権を取立て利殖する目的をもって、受託銀行を保険金受取人に指定し、当該生命保険債権を信託することによって設定される。

信託設定後の生命保険料の払込を委託者自身が行なう場合を、無財源生命保険信託といい、保険料払込財源を抱合せ信託の形で信託して、その利子・配当等の収益から、受託銀行に保険料払込を行なわせるものを財源付生命保険信託という。なお、生命保険債権取立後の利殖期間は、通常2年以上とされる。

保険料払込財源としては、金銭と有価証券の2通りがあり、各々金銭信託、管理有価証券信託となる。

イ 特色・効用

生命保険契約は元来、契約者亡きあとの遺族の生活保障を目的として締結されるのであるが、その目的を完全に果たすためには、先ず保険料払込が約定通り行なわれることが必要であり、又、契約者亡きあと、保険金が確実に受領され、契約者の希望にそって遺族に分配され、無駄に浪費されることなく保存されなければ

ばならない。生命保険信託は正に、委託者の生前意図したこの目的を達成せんとするものであって、契約による生前信託ではあるが、遺言信託的性格をもつものである。

なお、保険料払込財源については、信託財産として万一委託者破産の場合にも、債権者の差押を免れ確保されるので、生命保険債権は遺族のために保全されるという効用もある。更にこの保険料払込財源そのものを、委託者亡きあとの遺族の生活資金とする旨特約しておくことも可能と考えられ、一層遺族の生活安定に資することができよう。

(4) 元本補填と利益補足

ア 意義

信託は実績主義を原則とするから、受託者に管理の失当または信託の本旨違反がない限り、その利害は一切受益者に帰すべきものであるが、運用方法が特定されていない金銭信託については、例外として、元本および一定限度までの利益について保証をおこなうことが法令上認められている。(信託業法第9条、同法施行細則第21条)

この保証契約によって受託会社は何等過失がなくても、信託元本に損失を生じた場合はその元本額まで、また予め約定した収益が得られない場合はその約定した収益を限度として、固有財産から補填又は補足しなければならないことになる。この保証契約は信託契約に附随した別個の法律行為……特約……である。

イ 現行の取扱い

法規を忠実に解釈すれば、指定金銭信託については、合同運用・単独運用の別を問わずこの保証契約を締結しても差支えなく、また、元本補填及び利益補足の双方を定め、あるいは一方に限定することも委託者と受託者との合意により、自由に行なうことが可能であるべきである。しかしながら現実の取扱いでは次の通り限定されている。

(a) 元本補填の契約は合同運用指定金銭信託及び貸付信託に限定され、単独運用指定金銭信託には行われていない。なお、貸付信託については元本補填契約を附する場合は、特別留保金を積立てることが義務づけられている。(貸付信託法第14条、昭和27年政令211号貸付信託法第14条の規定により積立てる特別留

保金の限度及び積立の方法に関する政令)

(b) 利益補足の契約は、主務官庁の特別監督に服する法人が信託をするのに、利益補足が認可の条件となっている様な場合に行われると解されるが、現在では殆んどその事例を見ない。貸付信託及び単独運用指定金銭信託においては、実績主義の見地からこの保証契約は否定されている。なお、利益補足の最高限度は、当初年5分5厘と定められた（大正11年大蔵省告示第157号）が、昭和11年5月20日から年3分と改正され（同年大蔵省告示第169号）今日に到っている。

ウ 立法の趣旨

金銭信託についてこの様な実績主義に対する修正が行われたのは、信託業法制定以前から既に存在したいわゆる信託会社が、営業政策上元本や利益の補填・補足契約を行っていたという既成事実と、業法制定当時の信託会社の資力・信用が十分でないこと、信託制度の普及していない当時の情勢においては、これを認めないと信託会社の営業に相当大きな支障を生ずることが考えられたこと等に基づく措置と解される。

反面、利益補足については、過大な保証契約を行なうことは運用上の無理を生じ、信託財産の運用が不健全になることと、預金との関係を考慮し、銀行で普通に行われている預金金利よりも低い線に限度を設けたのである。

C-1

商法第642条（事故発生の主観的確定による契約の無効）は、「保険契約の当時当事者ノ一方又ハ被保険者カ事故ノ生セサルヘキコト又ハ既ニ生シタルコトヲ知レルトキハ其契約ハ無効トス」と定めている。すなわち、損害保険は偶然の事故によって生じうべき損害の填補を約するものであるから、保険契約締結にあたり事故発生の有無がすでに確定している場合は保険契約は無効であるが、その確定は主観的確定（当事者がそれを知っていること）であることを要し、客観的確定だけでは契約は無効とならない。従って、本問のように保険期間の始期が保険契約締結時よりも前である場合（遡及保険）において、保険契約者、被保険者または保険者^(注)が保険契約締結の当時火災発生をすでに知っているときは契約は無効であるが、そのいずれもが火災発生を知らなかったときは契約は有効に成立する。

上記により保険契約が有効である場合にも、本問においては、保険期間の開始前にすでに火災が発生していたことが問題となる。一般に保険契約においては、保険者は、保険期間中に生じた保険事故の結果（相当因果関係に基く結果）である損害に対してのみ填補の責を負う。すなわち、事故が保険期間開始前に生じていたときは、その事故による損害が保険期間開始後に生じた場合にも、保険者は填補の責を負わない。けだし、もしそうでなければ、保険者は保険期間中に偶然に生じたのでない損害を填補することになるからである。一方、事故が保険期間中に生じたときは、その事故による損害が保険期間終了後に生じた場合も保険者は填補の責を負う（通説）。よって、本問においては、保険の目的の焼失が保険期間開始時にすでに発生していた火災の相当因果関係に基く結果である場合には、保険者は無責であり、そうでない場合には保険者は有責である。そうでない場合とは、たとえば、保険期間開始時においてその火災の場所が保険の目的から離れており、火災の規模も小さく、保険の目的に延焼する蓋然性がごく低かったというような場合である。

なお、火災保険、自動車保険その他の種目の普通保険約款には保険料領収前の損害に対する保険者免責の規定が設けられているが、本問のような遡及保険の場合において契約締結と同時に保険料が支払われるときは、この規定は適用されないと解すべきである

う。

② 立法論としては、保険者が事故発生を知っていた場合に保険契約者がそれを知らなくても契約を無効とするのは妥当でないとの批判がある。諸外国の立法例においても、遡及保険の場合の契約の効力に関する規定には若干の相違がある。また、通信手段の発達した現代社会においては、この規定が—海上・航空保険についてはともかく、陸上の保険の分野では—実際に役立つ場合が稀であることも事実である。にもかかわらず、この規定は、保険において極めて重要な概念である「偶然性」の意味についての、一つの象徴的な例であるといえよう。

C-2

保険事業は大量の法則を利用し統計的確率に基いて多数の被保険者間における危険の分散をはかる事業であり、このため、この事業における収支の均衡は特有の数理的基礎の上に達成される。また、保険事業は、被保険者に対して将来不時の場合の給付を約束するものであり、従って、上記の数理的基礎に立った契約準備金の保有を常に必要としている。さらに、このように多数の公衆に対して将来の給付を約束するという性質上、保険事業は公共性の極めて高い業種である。しかるに、もし保険会社が他の事業をあわせて営む場合には、契約準備金その他本来保険事業に属すべき資産が他の事業に流用され、あるいは他の事業の便宜のために統計的確率を無視した保険の引受が行なわれるおそれがある。その結果は、保険事業のよって立つ数理的基礎を破壊し、経営の破綻を来して保険金支払不能に陥り、多数の被保険者に損害を及ぼす可能性を生ずる。保険会社に対する他業の制限はこの理由による。

この場合の「他の事業」には、保険事業の遂行のための付随的業務は含まれないと解されている。たとえば、保険会社の財産利用方法の一つとして建物を所有し賃貸することなどは許容されている。また、損害保険会社が他社のために損害保険の代理業務を営むことおよび生命保険会社はその支払う保険金につき信託の引受をすることは、主務大臣の認可を条件として、保険業法第5条但書において認められている。

次に、生命保険と損害保険とは、その数理的基礎が多分に異なっており、また保険期間の長さが著しく相違する。すなわち、生命保険においては、個々のリスクの規模（保険金額）が比較的小さく、また保険事故の発生率は概して安定しているのに対し、損害

保険のポートフォリオは巨大なリスクを数多く含んでおり、事故発生率にも変動が大きく、このため保険収支は前者に比して不安定である。また、損害保険契約の大部分は保険期間1年以内の契約であるが、生命保険契約の多くは数十年にわたる長期契約であり、巨額の責任準備金の蓄積を伴っている。生命保険と損害保険との兼営禁止は、このような両者の性質の相違にかんがみ、一方の保険のために他方の数理的基礎が害されるのを避けることを目的としたものである。たとえば、損保の収支が悪化した場合に生保に属すべき資産がその補填に用いられることなどは、兼営によって生じ得る支障の典型的なものであろう。また、生保に属すべき資産を頼みとして損保における過当競争（料率カルテルがない場合は、特に、料率引下の過当競争）が行なわれる可能性もある。そのほか、資産の運用において、利廻りのよい融投資先が、損保部門の犠牲において、契約者配当を要する生保部門に割当てられるおそれもある。また、損保においては運用資産の流動性が大でなければならないが、兼営の場合にこの原則が軽視されるというようなこともあり得ると思われる。

上記のことは、現在のわが国のように、損保事業に算定会体制が敷かれ、料率競争のため収支の悪化を招くというようなことが起らず、経営が比較的安定した推移を示しているという状態の下においては、現実性に乏しいと感じられるかも知れない。しかし、保険業法は、このような状態が常に存することを前提として定められたものではなく、カルテルのない場合、保険収支が悪化した場合、経営が破綻した場合等も想定したうえで規定を設けている。兼営禁止の規定も、この点を配慮したうえでその意義を考察すべきであろう。

なお、兼営禁止の例外として、生命保険会社が生命保険の再保険——再保険は一種の責任保険であるから損害保険の範疇に属する——を営むことは認められている。

C-3

たとえば、特定の保険契約者に対し、他の契約者と同一の保険料率をもって、他の契約者より有利な担保を約定すること（担保危険の拡大、免責事由の削減、損害填補額の計算方法の変更など）は、ここにいう「特別の利益の提供」にあたるであろう。また、特定の保険契約者にだけ保険料の支払を猶予するようなことも、「特別の利益の提供」といえよう。

上記のように保険契約の条件につき特別の約定をする行為のほか、保険募集に関連して金品を贈与したり旅行などに招待したりすることも、それが取るに足りない名刺がわりの物品である場合や通常の儀礼の範囲を超えない場合を除き、「特別の利益の提供」にあたるであろう。また、特定の保険契約者に対し特に有利な条件で融資を行なうことも、同様であろう。

これらの例のように、「特別の利益の提供」とは、特定の保険契約者に対し、他の契約者との権衡を失して、保険料に対する正当な対価以上のものを与え、あるいは保険給付に対する正当な対価未満のものしか請求しないことであるといえよう。

このような行為が禁止される理由は、何よりも、保険契約者間の衡平の維持にあると考えられる。すなわち、保険は、多数の保険契約者による危険集団を組成し、その相互間における危険の分散をはかるものであるから、各保険契約者はそれぞれ自己が保険給付を受ける確率に見合った負担をしなければならない（給付反対給付均等の原則）。逆にいえば、同等の負担に対して特定の保険契約者についてのみ有利な給付をなすことは許されない。危険集団の内部において特定の保険契約者を有利に取扱うことは、他の契約者の負担を不当に増加し、または他の契約者の受けるべき給付を不当に減少することにはかならない。これが、「特別の利益の提供」が禁止される基本的な理由であろう。

前記のような行為は、そのほかにも種々の弊害を生みやすい。たとえば、契約条件が恣意的に変更されれば、契約内容に不明確な点や不整合な点が生じやすく、トラブルの原因にもなる。金品の贈与や過当な接待が慣習化すれば、保険のコストを無用に高め、またモラルの荒廃をもたらす。さらに、保険料の割引・割戻その他の特別の利益の提供が大量に行なわれるときは、保険収支や会社の財務内容の悪化を招くことにもなる。

前述の「保険契約の条件につき特別の約定をする行為」であっても、事業方法書その他の基礎書類の規定に基いてなされるものは、禁止されない（募集取締法第16条第2項）。一定の要件をみたす保険契約において、リスクが優良であるとか事務手数を節減できるとかの特別な理由がある場合は、これらの保険契約に一般より有利な契約条件を与えても、保険契約者間の衡平や保険収支の均衡を害さないが、基礎書類には、この理由によって特別な取扱いの認められる契約の範囲とその場合の契約条件を定めた規定がある（たとえば、団体扱保険料分割払特約に関する規定など）。これらの規定に従ってなされる行為は「特別の利益の提供」とみなされない。一方、基礎書類の規定に反して特定の保険

契約者との間にその契約者に有利な特別の契約条件を約定すれば、募集取締法に抵触するほか、基礎書類違反として保険業法にも抵触することとなる。

C-4

- (1) 超過保険とは、保険金額が保険価額を超過することをいう。この超過分については保険契約は無効とされる（商法第631条）。

損害保険は、被保険者のこうむった損害を填補することをもって足り、それ以上に積極的に被保険者に利得を与えてはならない。もし保険による利得が許容されるときは、故意による事故招致の原因になり、社会的安全を害する。よって法は、保険金額の有効限度を被保険利益の価額すなわち保険価額の範囲内とし、保険による利得の発生を防いでいる。この規定は公序則に基くものであり、強行性をもつとされている。

実際には、保険価額は物価変動や経年・損耗減価のため保険期間中一定していない。どの時点の価額によって超過保険を判定すべきであるかについては、学説は区画である。実務界では、通常、損害発生時における保険価額までは保険金額を有効として取扱っているようである。

- (2) 評価済み保険とは、保険契約締結にあたり保険価額をあらかじめ当事者間で協定する保険である。

元来、保険価額は被保険利益をその時点、その場所において客観的に評価した額であり、損害填補は損害発生の時点および場所におけるそのような保険価額に基いてなされるのが一般的な原則である（商法第638条）。しかし、被災後にこれを評価するについては、当事者間に紛争が生じやすい。このため、海上保険、航空保険等では、保険契約は通常評価済み保険として締結される。これらの保険においては、保険の目的の所在が大きく移動しその価格が場所によって著しく異なること、価格が短期間に変動（為替相場の影響によるものを含む）しやすいこと、洋上で滅失した物の価額を査定するのは往々困難であること等、事後的な評価の場合に当事者間の意見の相違を招く要因が大きいためである。一方、これらの保険においては、invoice等、事前の評価の根拠となる資料がおおむねととのっており、これが保険価額の協定を容易にしている。

評価済み保険の場合、保険金額はふつう協定保険価額に等しく定められる。また、

保険者は、協定保険価額が著しく過当であることを証明しなければ填補額の減少を請求することができない（商法第639条）。従って、その過当なことが証明されて再評価がなされる場合を除いては、超過保険としての取扱がなされることはない。

しかし、形式上の超過保険は生じなくても、もし協定保険価額が被保険利益の実際の価額を超えていれば、実損害額を超える填補が行なわれることに変わりなく、ここからモラル・ハザードが生じることもあり得る。ただし、積荷保険などにおいては、荷主が海難を生じさせることは通常困難であるから、この理由によるモラル・ハザードのおそれは小さいといえよう。また、船体や航空機機体の保険においては、比較的妥当な評価を契約締結時に各契約ごとに行なうことがさして困難でなく、その限りにおいてモラル・ハザードのおそれは小さいと考えられる。しかし、このような条件が存しない場合に評価済み保険を行なおうとすれば、モラル・ハザードに対する配慮が特に重要となる。

近年、火災保険および自動車保険の分野においても、被災時において保険価額の見積について生ずるトラブルを回避するために、「価額協定保険」が行なわれている。これらのうち、自動車保険におけるものは、評価済み保険の性格をもっている（ただし、初度登録後1年未満の自動車の場合は、評価の尺度——同種の新車価格——を協定するに過ぎないから、典型的な評価済み保険ではない）。一方、火災保険におけるものは、評価済み保険ではないとされている。何となれば、この場合は、契約締結時に保険価額の見積につき当事者間で合意しその評価額に基いて保険金額を定めるけれども、このことは単に比例填補の規定の適用を排除する要件に過ぎず、約款上この額は損害額の評価に結びついていないからである。また、この場合は、協定保険価額を不可争とする前記商法第639条の規定も適用がないと解されている。しかし、実際問題としては、物価の著しい下落があったような場合を除き、被災後に保険者が前記評価額よりも低い価額を主張することは通常困難であろうから、事実上はこの場合の価額協定保険にも評価済み保険に類似した効果があるといえよう。

(3) 定額保険は、保険事故発生の場合に、損害の有無または額にかかわらず、契約で定めた一定の金額を支払う保険である。この保険においては、保険技術上、保険価額は存在しない。従って超過保険の概念もない。

定額保険は主として人保険の分野で行なわれている。その典型は生命保険である。

人の生命の価値を金銭で評価することは不可能であるからである。同様の理由により、傷害保険についても定額保険の形態が一般的である。ただし、傷害保険においては、治療費担保の部分を実損害填補の保険として構成することは可能であり、いくつかの国ではこの方式が用いられている（わが国でも、海外旅行傷害保険については治療実費の填補がなされている）。また、休業損失等について実損害填補を行なうことも、本質的に不可能ではない。これらの費用や損失について定額保険の方法が用いられている理由は、損害額算定のうえでの手数、技術的困難および当事者間の紛争を回避するためであり、この点において評価済み保険の場合に類似していると考えられる。

前述のように、定額保険においては、実損害填補の原則が働かず、超過保険の概念もない。このため定額保険は、場合によっては、保険による利得やこれを目的とする保険詐偽を生じやすいものであるといえる（生命保険においては、人の生命の重大性にかんがみ、このおそれは比較的少ないが）。従って、定額保険においては、過大な保険金額による付保を避けるための配慮がとりわけ必要であり、このため、同一人ないし同一被保険利益につき同一の危険を担保する他の保険契約の有無についても特別の注意が払われなければならない。

法 規, **Laws & Regulations**

1. 生命保険契約における支払免責について述べよ。
Describe the exclusion of benefits in a life insurance policy.
2. 告知義務について述べよ。
Describe the applicant's duty of disclosure.